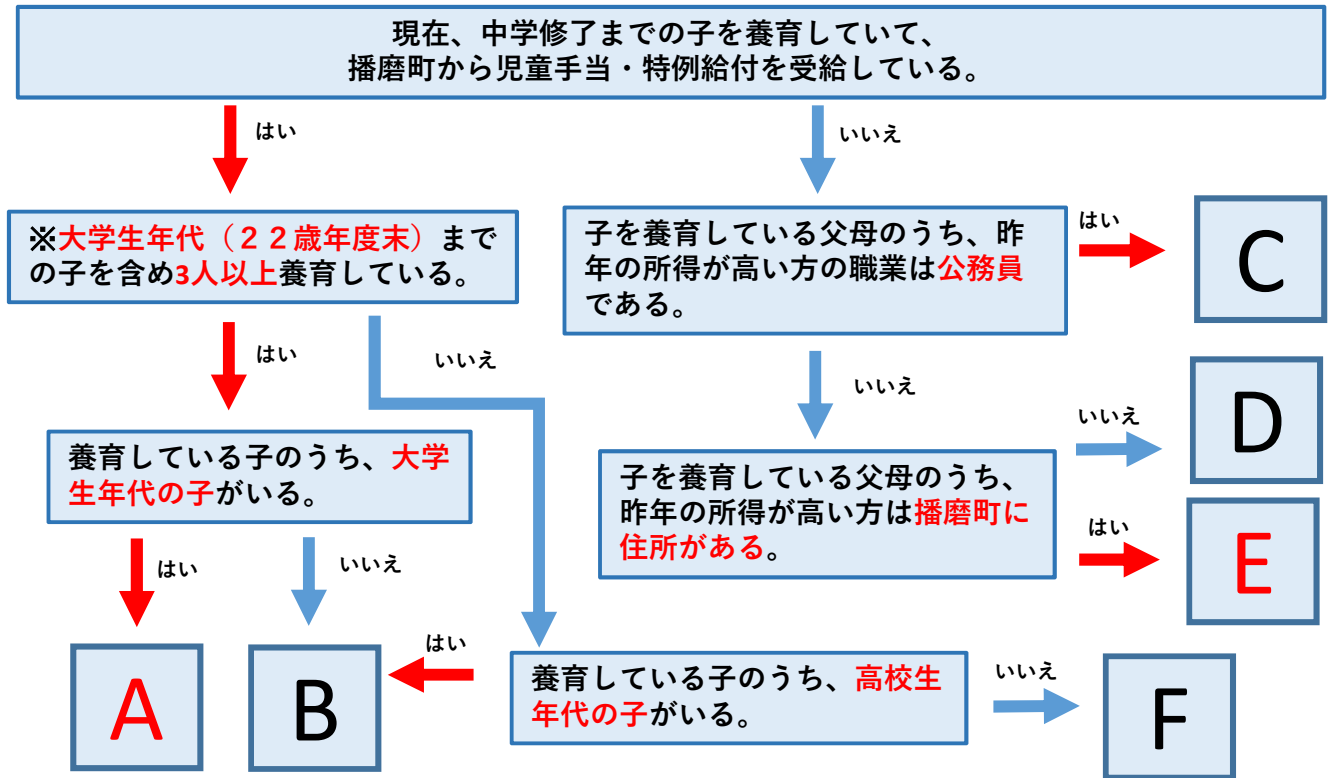


## 手続き要否確認フローチャート



※大学生年代とは18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの間にある者です。父母が生活費や学費を負担していれば、進学・就労の有無は問いません。

※自立援助ホーム等で児童自立生活援助を受けている方や母子生活支援施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、更生施設等に入所または入院している方は対象外です。（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除く。）

<b>A</b>	手続きが <b>必要</b> です。 手当額が増額されます。高校生年代の児童については自動的に認定されるため手続きは不要ですが、大学生年代の子に関しては手続きが必要です。
<b>B</b>	手当額が増額されます。高校生年代の児童については、自動的に認定されるため手続きは不要です。
<b>C</b>	勤務先（所属庁）で手続きが必要な場合があります。詳細は勤務先にお問い合わせください。
<b>D</b>	住所地の自治体で手続きが必要な場合があります。詳細は住所地の自治体にお問い合わせください。
<b>E</b>	手続きが <b>必要</b> です。父母等のうち所得が高い方が手続きをしてください。
<b>F</b>	手続きは不要です。特例給付を受給中の方は手当額が増額されます。

手続きの要否をご確認いただき、

**A**または**E**に該当された方は必要書類を揃え  
期限までに提出してください。

### **A**申請必要書類

- 監護相当・生計費の負担についての確認書

### **E**申請必要書類

- 児童手当認定請求書  
 受給者名義の通帳またはキャッシュカードの写し  
 健康保険証の写し（子が3歳以上または播磨町国民健康保険の方は不要）

※支給対象児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。該当する方は播磨町役場子ども課までお越しいただくか、ホームページより様式をダウンロードしてください。

児童手当は国・県・町の負担だけでなく、各保険者や事業所なども一部負担しながら、みんなで子育てを応援する制度です。